

	決裁（専決）区分		特別取扱	
收受日		記号番号	医 第6407号	
起案日	令和8年 3月27日	施行区分		
決裁日	令和8年 3月30日	公印	不要	電子署名
施行（発送）日		開示区分	全部開示	
文書分類	医務課 医療企画 医師確保対策	不開示理由		
ファイル名	医師キャリア形成プログラム	起案者	医務課 医療企画担当 主任 比嘉 多栄子 印 (電話：)	
保存期間	5 年			
件名	【電子】山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの一部改正について			
公開件名	【電子】山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの一部改正について			
あて先		発信者		
回 議 ・ 合 議	(代決済)	福祉保健部	部長	植村 武彦
	(承認済)	福祉保健部	次長	大森 栄治
	(承認済)	医務課	課長	清水 康邦
	(承認済)	医務課	総括課長補佐	倉澤 理恵
	(承認済)	医務課	課長補佐	中嶋 秀也
	(承認済)	医務課	リーダー	清水 愛
伺い文				
本県地域枠等医師キャリア形成プログラムについて、令和2年度入学者からキャリア形成プログラム適用が義務となり、本格的にプログラムの運用が開始されることに伴い、実質的・継続的に運用できる制度とするため、義務内容等の見直しを行ってよろしいか伺います。 併せて、キャリア形成プログラム違約金差止請求訴訟への対応として、本年1月16日記者会見にて公表した制度見直しを反映するため、必要な文言の追加を行ってよろしいか伺います なお、今回の改正の主要部分については地域医療対策協議会において協議のうえ合意されました。				

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの一部改正について

■改正の概要

令和2年度地域枠入学者からキャリア形成プログラム適用が義務となり、本格的にプログラムの運用が開始されることに伴い、実質的・継続的に運用できる制度とするため、義務内容等の見直しを行う。併せてキャリア形成プログラム違約金差止請求訴訟への対応として、本年1月16日記者会見にて公表した制度見直しを反映するため、必要な文言の追加を行う。

○ 対象者について

- ・一般枠の第2種修学資金貸与者を対象者から削除し、「その他希望する者」を追加。

○ 違約金について

- ・将来的に県内医療機関で働く意向があれば違約金を課さない旨を追記。

○ 義務内容（勤務ルール）について

- ・「医師の確保を特に図るべき区域等（区域A）」に加えて「医師の確保を特に図るべき区域等に準じる区域（区域B）」を新設（合計4年勤務、Bは2年まで）。
- ・区域Aでの常勤勤務1年に関する規程・特例を設置。
- ・非常勤勤務カウントを導入。

○ 中断期間について

- ・大学院履修・海外留学・研究従事を追加。

○ キャリア形成プログラム契約書について

- ・将来的に県内医療機関で働く意向があれば違約金を課さない旨等を追記。

※令和7年度第3回地域医療対策協議会で了解済。

※義務内容は従前（医師の確保を特に図るべき区域等で4年間常勤勤務）より緩和されているため、既に入学済の地域枠医師にも適用開始日より適用。

■改正経緯・理由

○ 対象者について

- ・厚労省のキャリア形成プログラム運営指針では一般枠医師については本人が希

望する場合のみキャリア形成プログラムの対象とする旨を示しているため。

○ 義務内容について

・医師不足状況調査結果及び派遣元・派遣先病院へのヒアリングにより、将来的な配置渋滞の可能性や診療科の特性を踏まえ見直したため。

○ 非常勤勤務、中断期間について

・医師のキャリア形成や近年の働き方の多様化や家庭の事情に応じた柔軟な勤務形態に対応するため、医師修学資金条例等と同様とした。

○ 違約金、キャリア形成プログラム契約書について

・訴訟の状況、1 / 16 公表の制度見直し控訴理由書での主張（予定）を踏まえて必要な追記を行った。

■ 施行期日

令和8年3月 日（決裁日）から施行し、同年4月1日から適用する。

(案)

山梨県地域枠等医師 キャリア形成プログラム

平成 31 年 3 月策定
(令和 2 年 2 月一部改正)
(令和 3 年 3 月一部改正)
(令和 5 年 3 月一部改正)
(令和 7 年 3 月一部改正)
(令和 8 年〇月一部改正)

山梨県地域医療支援センター

1. はじめに

山梨県では、県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の是正を目的として、将来、山梨県内の地域医療に従事する意志を持って入学した山梨大学医学部医学科の地域枠生等に対して、山梨県医師修学資金（以下、修学資金とする。）を貸与する制度を設けている。

平成 27 年度（2015 年度）の山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正により、平成 27 年度（2015 年度）から新規に修学資金第 2 種の貸与を受ける者は、卒後の一定期間（原則 9 年間）、知事が指定する県内の特定公立病院等における勤務が義務化されたことに加え、平成 30 年（2018 年）7 月の医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省がキャリア形成プログラム運用指針を制定し、具体的な内容が示されたことから、本県においても指針に基づいたキャリア形成プログラムを策定することとする。

2. 用語の定義

- ・ 管理期間 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：15 年（＝ 6 年 × 5/2）
- ・ 就業義務年限 修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：9 年（＝ 6 年 × 3/2）
- ・ 猶予期間 管理期間から就業義務年限を除いた期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：6 年（＝ 15 年 － 9 年）
- ・ 中断期間 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間
- ・ 常勤勤務 常勤医（1 医療機関において、1 週間当たり 31 時間以上勤務する非常勤医を含む。）の勤務（勤務時間は、昼休み等の休憩時間を除く、労働契約上の勤務時間を指す。）
- ・ 非常勤勤務 前記以外の勤務医の勤務

3. キャリア形成プログラム

- ・ 本キャリア形成プログラムの内容は、県内の医療事情等に基づき、今後変更される可能性がある。
- ・ 原則として入学時のルールが適用される。

(1) 基本的事項

① 対象者

- ・ 平成 27 年度（2015 年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第 2 種の貸与を受ける地域枠入学者。
- ・ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する者。

② 契約の締結

- ・ 対象者のうち、令和 3 年度（2021 年度）以降に、地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙 1 により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること。
- ・ キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合は、県内での就業年数に応じ、別紙 2 のとおり県に違約金を支払うものとする。ただし、県が指定する方法により、県内の医療機関で臨床に携わる意向が確認できる場合はこの限りでない。

③ 勤務ルール

(ア) 医師免許取得後、15 年間の管理期間のうち、臨床研修を含め通算 9 年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙 3 参照）に勤務する。

(イ) 就業義務年限のうち 4 年間以上は、医師の確保を特に図るべき区域等（※）（以下、区域 A）に所在する知事が指定する特定公立病院等に勤務する。

※ 山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が必要な地域」。

ただし、4 年間のうち 2 年間までは、医師の確保を特に図るべき区域等に準じる区域（以下、区域 B）に所在する知事が指定する特定公立病院等での臨床研修修了後の勤務をもって替えることができる。

特定公立病院等の区域については次のように定める。

医師の確保を特に図るべき区域等 （区域 A）	甲府市・中央市を除く中北医療圏、峡東医療圏、 峡南医療圏及び富士・東部医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 に準じる区域（区域 B）	甲府市・中央市（ただし山梨県立中央病院・ 山梨大学医学部附属病院を除く）

(ウ) (イ) の 4 年間で少なくとも 1 年間は、臨床研修終了後に、区域 A において常勤勤務する。

(エ) 配置方針の特例規定については、次のように定める。

1. 上記(ウ)の代替・免除特例

- a. 診療科の特性等によりやむを得ない場合には区域 A における臨床研修 1 年の実施をもって替えることができる。
- b. 区域 A における二次救急当番日の当直通算 100 回の実施をもって免除することができる。ただし、常勤勤務する勤務先での当直は回数に含めない。

2. 診療科ごとの特例

- 県内の医療提供体制の集約化が十分に進んでおり、中核病院に勤務しながら県内医療の需要に広く対応することができ、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務を要しない診療科として指定する診療科については、上記（ウ）の義務達成をもって上記（イ）の残り3年間の義務を免除する。

対象：病理診断科、臨床検査科

県内特定公立病院等での勤務を要する期間			9 年
うち	区域 A 勤務（常勤）	1 年 *	通算 4 年 以上
	区域 A 勤務	通算 3 年	
	区域 B 勤務（臨床研修を除き 2 年以内）		

* 特例あり

※ 区域 A での4年間の勤務は必ずしも9年間中に達成しなくてはならないものではなく、猶予期間を含めた15年間の管理期間内に達成すればよい。

※ 非常勤勤務のカウント方法については医師修学資金条例等の定めに従う。

④ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、**医師**修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 中断期間

- ・ **次に掲げる期間は、**中断期間として管理期間の対象外とする。
 - ア 災害により医師の業務に従事できない期間
 - イ 疾病や負傷といった心身の故障により医師の業務に従事できない期間
 - ウ 法令等に基づく出産や育児、介護に係る休業や休暇を取得している期間
 - エ **大学院での履修期間、海外留学期間、医療に係る研究従事期間（ただし、大学院で履修しながら等の勤務については、勤務時間に応じて就業義務年限への算入を認める。）**
- ・ 中断期間の取り扱いについては、**医師**修学資金貸与条例等に準ずる。

（参考：修学資金貸与条例等における中断期間の取扱）

事由	内容	期間（標準）	必要書類 状況届に事由及び中断期間 を記載し、下記の事実を証 する書類を添付して提出	適用対象		
				修学資金	研修資金	海外留学資金
災害	自己の居住用の住宅又は家財について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」）により、生活再建を余儀なくされ、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	6月（生活再建のため）	—	1種2種 3種 ○ ○	○	○
	震災等により障害者等となり、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書に準拠（上記以外）	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書	1種2種 3種 ○ ○	○	○
疾病・負傷	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害等により、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書に準拠	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書	1種2種 3種 ○ ○	○	○
出産	労働基準法で定める産前・産後の期間として、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として14週（産前6週、産後8週）（多胎児妊娠の場合は22週）	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種 ○ ○	○	○
育児	育児・介護休業法、地方公務員の育児休業等に関する法律、その他の法令等で定める育児休業、介護休業等として、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種 ○ ○	○	○
介護		勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として93日	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種 ○ ○	○	○
留学	医学に係る内容を日本国外で研究及び履修する期間とする。（国外で診療に従事する期間は除く）	大学及び研究機関にて研究に従事する期間。ただし、休学期間は除く。	山梨県が認める大学及び研究機関が発行する留学していることを証する書類	1種2種 3種 ○ ○	○	×
大学院	医学に係る内容について、大学院で履修する期間	大学院で履修する期間。ただし、休学期間は除く	在学期間が分かる証明書	1種2種 3種 ○ ×	○	○
研究従事	医学に係る内容について山梨県が認める研究機関にて研究する期間	研究に従事する期間とする。ただし、研究に従事しない期間は除く。	山梨県が認める研究機関が発行する研究していることを証する書類	1種2種 3種 ○ ○	○	○

⑥ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 区域 A に所在する特定公立病院等での臨床研修は③（イ）の義務履行として扱う。ただし、およそ 1 ヶ月以内の短期的な研修を除く。
- ・ 区域 B に所在する特定公立病院等での臨床研修は③（イ）の義務履行に含めない。

⑦ 専門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門研修プログラムを選択すること。

⑧ コースの選択及びプランの作成

- ・ 対象者は、専門研修プログラムの選択時期を目安として、キャリア形成プログラムが対象者の希望に対応したものとなるよう用意された複数のコースから、自らに適用されるコースを選択する。
- ・ 対象者は、臨床研修修了時まで、選択したコースに基づき、コース管理者と協議の上、自らのキャリア形成における希望を考慮した具体的なプランを作成する。

(2) 配置調整の手順

- ・ 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定する。

(3) キャリア形成のイメージ

- ・ ここに掲げるのはあくまで一例であり、専門研修プログラム別（診療科別）の標準的な配置イメージについては各コースを参照すること。
- ・ 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。
- ・ 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。
- ・ 専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的なプランを作成できる。コース選択に不安のある場合や、カリキュラム制への移行希望がある場合には、地域医療支援センターに相談すること。

◆例①：県内で専門医を取得し最短で義務達成

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
管理期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）・臨床等			
研修・勤務先	区域 C	区域 C	区域 B	区域 A	区域 B	区域 C	区域 C	区域 A	区域 B
県内 9 年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区域 A・B 4 年			①	②	③			④	
区域 A 常勤 1 年				○					
← 特定公立病院等勤務 9 年の中で区域 A・区域 B 勤務 4 年を達成 →									

◆例②：県外勤務、育休等を経験しながら非常勤勤務を活用して義務達成

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
管理期間	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10			11	12
キャリア	臨床研修		専門研修				育休	専門研修（サブスペ）・臨床等				大学院・留学等		臨床	
研修・勤務先	B	B	C	C	県外	C		C	B	県外	A			C	B
(非常勤)			A	A		A		A							
県内 9 年	①	②	③	④	—	⑤	—	⑥	⑦		⑧			⑨	
区域 A・B 4 年			区域 A 非常勤（常勤 1 年分） ①						②		③				④
区域 A 常勤 1 年											○				
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 区域 A・区域 B 勤務 4 年 猶予期間（県外病院勤務等）2 年＋中断期間（育休、大学院進学、留学等）3 年活用 →															

別紙 1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム（平成31年3月策定。以下「キャリア形成プログラム」という。）の適用について、次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

第1条 年 月 から 年 月 までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。なお、結婚、介護（介護休業期間は除く）、子育て（産休及び育休期間は除く）等は、原則として、やむを得ない理由として考慮しない。

3 この契約は解除することができない。

（配置計画の決定）

第2条 甲は、山梨県地域医療支援センターが作成した乙の配置計画案を基に、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、乙の配置計画を決定するものとする。

（義務）

第3条 乙は、キャリア形成プログラムの適用を受け、これを満了するものとする。

（違約金）

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。ただし、甲が指定する方法により、県内の医療機関において臨床に携わる意向が確認できる場合はこの限りでない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することとする。

（違約金の支払いの債務の免除）

第5条 甲は、乙が死亡、重度心身障害その他のやむを得ない理由によりキャリア形成プログラムを満了できないと認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金の支払いの債務の猶予）

第6条 甲は、乙が災害、疾病その他のやむを得ない理由により違約金を支払うことが困難であると認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の履行を猶予することができる。

（補足）

第7条 甲及び乙は、この契約書及びキャリア形成プログラムに定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

（甲） 住所
氏名 山梨県知事 印

（乙） 住所
氏名 印

別紙2 「貸与資金+利息（現行）+違約金（新規）」の支払い総額表

(単位:千円)									
	(新規) 違約金 ※ 県内就業通算経過年数								
	1年 (7,488)	2年 (6,552)	3年 (5,616)	4年 (4,680)	5年 (3,744)	6年 (2,808)	7年 (1,872)	8年 (936)	9年 (0)
1年 (936)	17,784								
2年 (1,872)	18,720	17,784							
3年 (2,808)	19,656	18,720	17,784						
4年 (3,744)	20,592	19,656	18,720	17,784					
5年 (4,680)	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784				
6年 (5,616)	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784			
7年 (6,552)	23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784		
8年 (7,488)		23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784	
9年 (8,424)			23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784
10年 (9,360)				23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720
11年 (10,296)					23,400	22,464	21,528	20,592	19,656
12年 (11,232)						23,400	22,464	21,528	20,592
13年 (12,168)							23,400	22,464	21,528
14年 (13,104)								23,400	22,464
15年 (14,040)									23,400

※ 支払総額には、貸与資金 9,360千円
を含みます。

※ 義務違反が確定した日より、日割りの
違約金等が発生する場合があります。

(現行) 利息 ※ 卒業後年数

別紙3 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名		山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
			第1号	第2号	第3号	第4号	
			国立病院 大学病院 医療法第31条	臨床研修 病院	公立 診療所	その他知事が別に定める施設	
						災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院
医師の確保を特に図るべき区域等（区域A）	峡北・峡西地域	山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 韮崎市立病院 北杜市立甲陽病院 北杜市立塩川病院 峡西病院 巨摩共立病院 白根徳洲会病院	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○	○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	峡東地域	山梨市立牧丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和共立病院	○ ○			○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	峡南地域	飯富病院 富士川病院 身延山病院	○			○	○ ○ ○
	東部地域 富士・	富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院	○ ○ ○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
区域等に準ずる区域（区域B）	医師の確保を特に図るべき 甲府市・中央市 区域Cを除く	国立病院機構甲府病院 市立甲府病院 甲府共立病院 山梨病院 山角病院 甲府城南病院 甲府脳神経外科病院 住吉病院 HANAZONOホスピタル	○ ○	○ ○		○	○ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
その他		山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院	○ ○	○ ○		○ ○	◎ ◎

<凡例> 専門研修基幹病院・連携病院欄 ◎基幹病院 ○連携病院

※公立診療所については記載を省略

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム 新旧対照表

新		旧	
山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム		山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム	
平成31年3月策定 (令和2年2月一部改正) (令和3年3月一部改正) (令和5年3月一部改正) (令和7年3月一部改正) (令和8年〇月一部改正)		平成31年3月策定 (令和2年2月一部改正) (令和3年3月一部改正) (令和5年3月一部改正) (令和7年3月一部改正)	
山梨県地域医療支援センター		山梨県地域医療支援センター	
1. はじめに (略)		1. はじめに (略)	
2. 用語の定義		2. 用語の定義	
・管理期間	修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間 ※修学資金6年間貸与の場合：15年 (= 6年 × 5/2)	・管理期間	修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間 ※修学資金6年間貸与の場合：15年 (= 6年 × 5/2)
・就業義務年限	修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間 ※修学資金6年間貸与の場合：9年 (= 6年 × 3/2)	・就業義務年限	修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間 ※修学資金6年間貸与の場合：9年 (= 6年 × 3/2)
・猶予期間	管理期間から就業義務年限を除いた期間	・猶予期間	管理期間から就業義務年限を除いた期間
・中断期間	※修学資金6年間貸与の場合：6年 (= 15年 - 9年) 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間	・中断期間	※修学資金6年間貸与の場合：6年 (= 15年 - 9年) 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間
・常勤勤務	常勤医 (1医療機関において、1週間当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む。) の勤務 (勤務時間は、昼休み等の休憩時間を除く、労働契約上の勤務時間を指す。)	・	
・非常勤勤務	前記以外の勤務医の勤務	・	

3. キャリア形成プログラム - 本キャリア形成プログラムの内容は、県内の医療事情等に基づき、今後変更される可能性がある。 - 原則として入学時のルールが適用される。 (1) 基本的事項 ① 対象者 - 平成27年度（2015年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第2種の貸与を受ける地域枠入学者。 - その他キャリア形成プログラムの適用を希望する者。 ② 契約の締結 - 対象者のうち、令和3年度（2021年度）以降に、地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙1により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること。 - キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつたと認められる場合は、県内での就業年数に応じ、別紙2のとおり県に違約金を支払うものとする。ただし、県が指定する方法により、県内の医療機関で臨床に携わる意向が確認できる場合はこの限りでない。 ③ 勤務ルール (ア) 医師免許取得後、15年間の管理期間のうち、臨床研修を含め通算9年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙3参照）に勤務する。 (イ) 就業義務年限のうち4年間以上は、医師の確保を特に図るべき区域等（※）（以下、区域A）に所在する知事が指定する特定公立病院等に勤務する ※ 山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が重要な地域」。	3. キャリア形成プログラム (1) 基本的事項 ① 対象者 - 平成27年度（2015年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第2種の貸与を受ける者。 ② 契約の締結 - 対象者のうち、令和3年度（2021年度）以降に、地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙1により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること。 - キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつたと認められる場合は、県内での就業年数に応じ、別紙2のとおり県に違約金を支払うものとする。 ③ 配置方針 ア 地域枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者 - 卒業 15年間の管理期間のうち、初期臨床研修を含め通算9年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙3参照）に勤務すること。 - 就業義務年限のうち原則4年間以上は、県内の特定公立病院等のうち、医師の確保を特に図るべき区域等（※）に所在する特定公立病院等（別紙3参照）に勤務すること。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。 ※ 医師の確保を特に図るべき区域等とは、山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が重要な地域」とする。 ・甲府市、中央市を除く中北医療圏域内の地域
---	---

特定公立病院等の区域については次のように定める。

(ウ) (イ)の4年間で少なくとも1年間は、臨床研修終了後に、区域Aにおいて常勤勤務する。

1. 上記(ウ)の代替・免除特例

- ## 2. 診療科ごとの特例

- 对象：病理診斷科、臨床檢査科

***特例あり**

※ 区域Aでの4年間の勤務は必ずしも9年間に達成しなくてはならない
ものではなく、猶予期間を含めた15年間の管理期間内に達成すればよい。

※ 非常勤務のカウント方法については医師修学資金条例等の定めに従

[illegible]

④ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、医師修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 中断期間

- ・ 次に掲げる 期間は、中断期間として管理期間の対象外とする。
- ア 災害により医師の業務に従事できない期間
- イ 疾病や負傷といった心身の故障により医師の業務に従事できない期間
- ウ 法令等に基づく出産や育児、介護に係る休業や休暇を取得している期間
- エ 大学院での履修期間、海外留学期間、医療に係る研究従事期間（ただし、大学院に通学しながら等の勤務については、勤務時間に応じて就業義務年限への算入を認める。）

限への算入を認める。)

イ一般枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者

- ・修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する管理期間のうち、初期臨床研修を含め修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を就業義務年限として知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務すること。
- ・医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等への勤務期間については、修学資金の貸与を受けた期間に応じ決定することとする。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

④ 猶予期間

- ・猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・県外医療機関等での研修（山梨大学卒業後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修については、就業義務年限への算入を認める。

⑤ 中断期間

- ・ 次の理由により医師の業務に従事できない期間、中断期間として管理期間の対象外とする。
 - ア 災害により医師の業務に従事できない期間
 - イ 疾病や負傷といった心身の故障により医師の業務に従事できない期間
 - ウ 法令等に基づく出産や育児、介護に係る休業や休暇を取得している期間
 - エ その他これらに準じやむを得ない理由として知事が認めた期間

なお、結婚による県外移住は、やむを得ない理由として考慮しない。

- ・ 中断期間の取り扱いについては、医師修学資金貸与条例等に準ずる。
(参考：修学資金貸与条例等の取扱)

[illegible]

⑥ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 区域A _____ に所在する特定公立病院等での臨床研修は③（イ）の義務履行として扱う。ただし、およそ1ヶ月以内の短期的な研修を除く。
- ・ 区域Bに所在する特定公立病院等での臨床研修は③（イ）の義務履行に含まれない。

⑦ 專門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門

- ・ 中断期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

(表 新規)

⑥ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する山梨赤十字病院での臨床研修は、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務とする。

⑦ 專門研修

- ・日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門

研修プログラムを選択すること。 ⑧ コースの選択及びプランの作成 - 対象者は、専門研修プログラムの選択時期を目安として、キャリア形成プログラムが対象者の希望に対応したものとなるよう用意された複数のコースから、自らに適用されるコースを選択する。 - 対象者は、臨床研修修了時までに、選択したコースに基づき、コース管理者と協議の上、自らのキャリア形成における希望を考慮した具体的なプランを作成する。 (2) 配置調整の手順 - 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定する。 (3) キャリア形成のイメージ - ここに掲げるのはあくまで一例であり、専門研修プログラム別（診療科別）の標準的な配置イメージについては各コースを参照すること。	研修プログラムを選択すること。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) 配置調整の手順 - 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定する。 (3) 配置例 - 配置例①～⑦は配置のモデルであり、修行義務年限9年間のうち合算で4年間医師の確保を特に図るべき区域等の病院等に勤務すれば、就業義務要件を達成したこととなる。 - 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。 - 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。 - また、専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的な配置例も提供できるため、_____カリキュラム制への移行希望も含め、_____地域医療支援センターに相談すること。
- 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。 - 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。 _____専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的なプランを作成できる。コース選択に不安のある場合や、カリキュラム制への移行希望がある場合には、_____地域医療支援センターに相談すること。	

◆例①：県内で専門医を取得し最短期間で義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
管理期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	専門研修								専門研修(サブスベ)・臨床等
研修・勤務先	区域C	区域C	区域B	区域A	区域B	区域C	区域C	区域A	区域B
県内 9年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区域A・B 4年			①	②	③			④	
区域A常勤 1年				○					
← 特定公立病院等勤務9年の中で区域A・区域B勤務4年を達成									

◆例②：果外勤務、育休等を経験しながら非常勤勤務を活用して義務達成

卒業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
管理期間	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10			11	12
キャリア	臨床研修		専門研修				研修	専門研修 (サブスペ)				大学院・留学等		臨床	
研修・勤務先 (非常勤)	B	B	C	C	C	C		C	B	県外	A			C	B
県内 9年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
区域A・B 4年	区域A非常勤(常勤1年分)														
区域A常勤 1年	①														
									②	③	④				
											○				

特定公立病院専勤9年 & 区域A・区域B勤務4年
 猶予期間(県外病院勤務等)2年+中断期間(育休、大学院進学、留学等)3年活用

例③～⑦ 削除

◆配置例①：専門医3年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則3年の診療科
内科、総合診療科、救急科、精神科、外科、小児科、産婦人科、
放射線科、臨床検査、病理、リハビリテーション科

卒業生数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	専門研修 (サブスベ) 等								
研修・ 勤務先	臨床 研修	臨床 研修	特定 公立	特定 公立	医師 確保	特定 公立	医師 確保	医師 確保	医師 確保
指定病院 勤務生数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師 確保生数					①		②	③	④

◆配置例②：専門医４年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則4年の診療科
整形外科、麻酔科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、
泌尿器科、形成外科

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	専門研修								
研修・ 勤務先	臨床 研修	臨床 研修	特定 公立	特定 公立	医師 増強	医師 増強	特定 公立	医師 増強	医師 増強
指定病院 勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
指定病院 勤務先 勤務年数					①	②		③	④

一 特定公立病院等勤務9年 & 医師の増強を特に図る区域等野に所在する病院等勤務4年

◆配置例③：専門医5年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則5年の診療科 皮膚科

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	専門研修								
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
研修期間中母体病院勤務年数						①	②	③	④

◆配置例④：初期臨床研修を医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院で2年
＋専門医3年で取得の場合

[illegible]

●配置例⑤：専門医3年で取得＋県外病院勤務2年の場合

[illegible]

台の場合、11年休育年2活動運動健康外県1年10年留學年10年海外取得で3修研門専⑥

[illegible]

配置例⑦：初期臨床研修たすき掛けプログラムで県外病院勤務1年＋専門医3年で取得
＋大学院4年＋県外病院勤務2年＋病院による休職1年の場合

[illegible]

別紙 1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

前文 略

（契約期間）

第 1 条 年 月 から 年 月 までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。なお、結婚、介護（介護休業期間は除く）、子育て（産休及び育休期間は除く）等は、原則として、やむを得ない理由として考慮しない。

3 この契約は解除することができない。

第 2 条～第 3 条 略

（違約金）

第 4 条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末までに、違約金として 8,424,000 円を支払わなければならない。ただし、甲が指定する方法により、県内の医療機関において臨床に携わる意向が確認できる場合はこの限りでない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年 936,000 円を減額することとする。

第 5 条～第 7 条 略

別紙 2 略

別紙 1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

前文 略

（契約期間）

第 1 条 年 月 から 年 月 までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。なお、結婚、介護（介護休業期間は除く）、子育て（産休及び育休期間は除く）等は、原則として、やむを得ない理由として考慮しない。

第 2 条～第 3 条 略

（違約金）

第 4 条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末までに、違約金として 8,424,000 円を支払わなければならない。

なお、
違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年 936,000 円を減額することとする。

第 5 条～第 7 条 略

別紙 2 略

別紙 3 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名	山梨県医師会等委員会と各病院施行規則第4条			
		第1号 国立病院 大学病院 医療法人 第31条 第1項	第2号 臨床研修 病院	第3号 公立 診療所	第4号 その他医師が 別に定める施設 専門研修 施設 診療所 診療所 診療所 診療所
医師の確保を特に図るべき区域等（区域A） 山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 山梨県立南病院 北本市立甲府南病院 北本市立塩川南病院 峡西病院 巨摩公立病院 白根徳洲会病院 山梨市立松丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和公立病院 飯雲病院 富士川病院 富士山病院 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院 国立病院機構甲府病院 市立甲府南病院 市立甲府北病院 山梨病院 山梨南病院 甲府城南病院 甲府総合病院 生吉病院 HANA ZONOホスピタル 山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院	峡北・峡西地域 峡東地域 峡南地域 富士・東部地域 区域Cを全く 甲府市・中央市 区域の確保を特に図るべき 区域等に準ずる区域（区域B） その他	〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇	〇		〇◎◎ 〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇◎◎

<凡例> 専門研修基幹病院・連携病院 ◎基幹病院 ○連携病院
※公立診療所については記載を省略

別紙 3 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名	山梨県医師会等委員会と各病院施行規則第4条			
		第1号 国立病院 大学病院 医療法人 第31条 第1項	第2号 臨床研修 病院	第3号 公立 診療所	第4号 その他医師が 別に定める施設 専門研修 施設 診療所 診療所 診療所 診療所
医師の確保を特に図るべき区域等（区域A） 山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 山梨県立南病院 北本市立甲府南病院 北本市立塩川南病院 峡西病院 巨摩公立病院 白根徳洲会病院 山梨市立松丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和公立病院 飯雲病院 富士川病院 富士山病院 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院 国立病院機構甲府病院 市立甲府南病院 市立甲府北病院 山梨病院 山梨南病院 甲府城南病院 甲府総合病院 生吉病院 HANA ZONOホスピタル 山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院	峡北・峡西地域 峡東地域 峡南地域	〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇	〇	〇〇	〇◎◎ 〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇◎◎

[illegible]

山梨県地域枠等医師 キャリア形成プログラム

平成 31 年 3 月策定
(令和 2 年 2 月一部改正)
(令和 3 年 3 月一部改正)
(令和 5 年 3 月一部改正)
(令和 7 年 3 月一部改正)

山梨県地域医療支援センター

1. はじめに

山梨県では、県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の是正を目的として、将来、山梨県内の地域医療に従事する意志を持って入学した山梨大学医学部医学科の地域枠生等に対して、山梨県医師修学資金（以下、修学資金とする。）を貸与する制度を設けている。

平成 27 年度（2015 年度）の山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正により、平成 27 年度（2015 年度）から新規に修学資金第 2 種の貸与を受ける者は、卒後の一定期間（原則 9 年間）、知事が指定する県内の特定公立病院等においての勤務が義務化されたことに加え、平成 30 年（2018 年）7 月の医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省がキャリア形成プログラム運用指針を制定し、具体的な内容が示されたことから、本県においても指針に基づいたキャリア形成プログラムを策定することとする。

2. 用語の定義

- ・ 管理期間 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：15 年（＝ 6 年 × 5/2）
- ・ 就業義務年限 修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：9 年（＝ 6 年 × 3/2）
- ・ 猶予期間 管理期間から就業義務年限を除いた期間
 ※修学資金 6 年間貸与の場合：6 年（＝ 15 年 － 9 年）
- ・ 中断期間 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間

3. キャリア形成プログラム

（1）基本的事項

① 対象者

- ・ 平成 27 年度（2015 年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第 2 種の貸与を受ける者。

② 契約の締結

- ・ 対象者のうち、令和 3 年度（2021 年度）以降に、地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙 1 により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること。
- ・ キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、県内での就業年数に応じ、別紙 2 のとおり県に違約金を支払うものとする。

③ 配置方針

ア 地域枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 卒後15年間の管理期間のうち、初期臨床研修を含め通算9年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙3参照）に勤務すること。
- ・ 就業義務年限のうち原則4年間以上は、県内の特定公立病院等のうち、医師の確保を特に図るべき区域等（※）に所在する特定公立病院等（別紙3参照）に勤務すること。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

※ 医師の確保を特に図るべき区域等とは、山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が必要な地域」とする。

- ・ 甲府市、中央市を除く中北医療圏域内の地域
- ・ 峡東医療圏全域 ・ 峡南医療圏全域 ・ 富士東部医療圏全域

イ 一般枠で入学し、第2種修学資金の貸与を受ける者

- ・ 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する管理期間のうち、初期臨床研修を含め修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を就業義務年限として知事が指定する県内の特定公立病院等に勤務すること。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等への勤務期間については、修学資金の貸与を受けた期間に応じ決定することとする。ただし、継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要としない診療科については、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこと。

④ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務、大学院への通学、海外留学等は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修、週31時間以上の勤務をしながらの大学院への通学については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 中断期間

- ・ 次の理由により医師の業務に従事できない期間は、中断期間として管理期間の対象外とする。

ア 災害により医師の業務に従事できない期間

イ 疾病や負傷といった心身の故障により医師の業務に従事できない期間

ウ 法令等に基づく出産や育児、介護に係る休業や休暇を取得している期間

エ その他これらに準じやむを得ない理由として知事が認めた期間

なお、結婚による県外移住は、やむを得ない理由として考慮しない。

- ・ 中断期間の取り扱いについては、修学資金貸与条例等に準ずる。

⑥ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する山梨赤十字病院での臨床研修は、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務とする。

⑦ 専門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門研修プログラムを選択すること。

(2) 配置調整の手順

- ・ 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定すること。

(3) 配置例

① 基本事項

ア 知事が指定する県内の特定公立病院等に9年間就業する。

- (1) 県内の臨床研修病院で初期臨床研修を行う。
- (2) 専門研修は、原則県内の基幹病院の専門研修プログラムを選択する。
- (3) 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等に原則4年間以上勤務する。

イ 就業義務年限中にやむを得ない理由がある場合は、就業義務年限が中断できる。中断期間は、管理期間の対象外となる。

ウ 就業義務年限中に猶予期間を使い県外医療機関での研修等ができる。

② 具体的な配置例

<凡例>

※就業義務年限に算入できる期間

臨床研修：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内臨床研修病院での初期臨床研修期間

医師確保：知事が指定する県内特定公立病院等のうち県内の医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等での研修・勤務期間

特定公立：県内臨床研修病院及び医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等以外の県内特定公立病院等での研修・勤務期間

◆配置例①：専門医 3 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 3 年の診療科
内科、総合診療科、救急科、精神科、外科、小児科、産婦人科、
放射線科、臨床検査、病理、リハビリテーション科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数					①		②	③	④
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務 4 年 →									

◆配置例②：専門医 4 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 4 年の診療科
整形外科、麻酔科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、
泌尿器科、形成外科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	特定公立	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数					①	②		③	④
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務 4 年 →									

◆配置例③：専門医 5 年で取得する場合

※専門研修プログラムの研修期間が原則 5 年の診療科 皮膚科

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修				専門研修（サブスペ）等		
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	特定公立	医師確保	医師確保	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数						①	②	③	④
← 特定公立病院等勤務 9 年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務 4 年 →									

○ 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。

○ また、専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的な配置例も提供できるため、カリキュラム制への移行希望も含め、地域医療支援センターに相談すること。

◆配置例④：初期臨床研修を医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院で2年
＋専門医3年で取得の場合

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等			
研修・勤務先	臨床研修 医師確保	臨床研修 医師確保	特定 公立	特定 公立	特定 公立	医師 確保	医師 確保	特定 公立	特定 公立
指定病院 勤務年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
医師確保地域 病院勤務年数	①	②				③	④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 →									

◆配置例⑤：専門医3年で取得＋県外病院勤務2年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）等									
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	県外病院	特定公立	県外病院	医師確保	医師確保	医師確保	医師確保	就業義務達成			
指定病院勤務年数	①	②	③	④	—	⑤	—	⑥	⑦	⑧	⑨				
医師確保地域病院勤務年数					—		—	①	②	③	④				
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所持する病院等勤務4年 →															
猶予期間（県外病院勤務 等）2年活用															

◆配置例⑥：専門研修3年で取得＋海外留学1年＋県外病院勤務2年＋育休1年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
キャリア	初期臨床研修		専門研修			留学	育休	専門研修（サブスペ）等							
研修・勤務先	臨床研修	臨床研修	特定公立	特定公立	医師確保	—	—	医師確保	医師確保	県外病院	県外病院	特定公立	医師確保	就業義務達成	
指定病院勤務年数	①	②	③	④	⑤	—	—	⑥	⑦	—	—	⑧	⑨		
医師確保地域病院勤務年数					①	—	—	②	③	—	—		④		
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 → 猶予期間（海外留学・県外病院勤務 等）3年活用 / 中断期間（育休等）1年															

◆配置例⑦：初期臨床研修たすき掛けプログラムで県外病院勤務1年＋専門医3年で取得＋大学院4年＋県外病院勤務2年＋疾病による休職1年の場合

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
キャリア	初期臨床研修		専門研修			大学院				疾病	専門研修（サブスペ）等					
研修・勤務先	臨床研修	県外病院	特定公立	特定公立	医師確保	大学院	大学院	大学院	大学院	—	特定公立	医師確保	県外病院	特定公立	医師確保	医師確保
指定病院勤務年数	①	—	②	③	④	—	—	—	—	—	⑤	⑥	—	⑦	⑧	⑨
医師確保地域病院勤務年数		—			①	—	—	—	—	—		②	—		③	④
← 特定公立病院等勤務9年 & 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院等勤務4年 → 猶予期間（大学院・県外病院勤務）6年活用 / 中断期間（疾病）1年																

○ 配置例①～⑦は配置のモデルであり、修行義務年限9年間のうち合算で4年間医師の確保を特に図るべき区域等の病院等に勤務すれば、就業義務要件を達成したこととなる。

○ 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。

別紙 1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム（平成31年3月策定。以下「キャリア形成プログラム」という。）の適用について、次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

第1条 年 月から 年 月までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。

2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。

なお、結婚、介護（介護休業期間は除く）、子育て（産休及び育休期間は除く）等は、原則として、やむを得ない理由として考慮しない。

（配置計画の決定）

第2条 甲は、山梨県地域医療支援センターが作成した乙の配置計画案を基に、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、乙の配置計画を決定するものとする。

（義務）

第3条 乙は、キャリア形成プログラムの適用を受け、これを満了するものとする。

（違約金）

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することとする。

（違約金の支払いの債務の免除）

第5条 甲は、乙が死亡、重度心身障害その他のやむを得ない理由によりキャリア形成プログラムを満了できないと認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金の支払いの債務の猶予）

第6条 甲は、乙が災害、疾病その他のやむを得ない理由により違約金を支払うことが困難であると認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の履行を猶予することができる。

（補足）

第7条 甲及び乙は、この契約書及びキャリア形成プログラムに定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

（甲） 住所

氏名 山梨県知事

印

（乙） 住所

氏名

印

別紙2 「貸与資金+利息（現行）+違約金（新規）」の支払い総額表

(単位:千円)									
	(新規) 違約金 ※ 県内就業通算経過年数								
	1年 (7,488)	2年 (6,552)	3年 (5,616)	4年 (4,680)	5年 (3,744)	6年 (2,808)	7年 (1,872)	8年 (936)	9年 (0)
1年 (936)	17,784								
2年 (1,872)	18,720	17,784							
3年 (2,808)	19,656	18,720	17,784						
4年 (3,744)	20,592	19,656	18,720	17,784					
5年 (4,680)	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784				
6年 (5,616)	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784			
7年 (6,552)	23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784		
8年 (7,488)		23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784	
9年 (8,424)			23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784
10年 (9,360)				23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720
11年 (10,296)					23,400	22,464	21,528	20,592	19,656
12年 (11,232)						23,400	22,464	21,528	20,592
13年 (12,168)							23,400	22,464	21,528
14年 (13,104)								23,400	22,464
15年 (14,040)									23,400

※支払総額には、貸与資金 9,360千円を含みます。

※義務違反が確定した日より、日割りの違約金等が発生する場合があります。

(現行) 利息 ※ 卒業後年数

別紙3 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	
		国立病院 大学病院 医療法第31条	臨床研修 病院	公立 診療所	その他知事が 別に定める施設	専門研修 基幹病院 連携病院
医師確保 を特に図 るべき区 域等に 所在する 特定公立 病院等	峡北・ 峡西地 域	【病院8施設】 山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 韮崎市立病院 北杜市立甲陽病院 北杜市立塩川病院 峡西病院 巨摩共立病院 白根徳洲会病院	○ ○ ○ ○ ○		○ ○	○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所2施設】 北杜市立国民健康保険辺見診療所 北杜市立白州診療所		○ ○		
	峡東地 域	【病院8施設】 山梨市立牧丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和共立病院	○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所5施設】 山梨市立産婦人科医院 甲州市落合出張診療所 甲州市一瀬出張診療所 甲州市大藤診療所 笛吹市芦川国民健康保険診療所		○ ○ ○ ○ ○		
	峡南地 域	【病院4施設】 飯富病院 市川三郷病院 富士川病院 身延山病院	○ ○		○	○ ○ ○ ○
		【診療所15施設】 市川三郷町営国民健康保険診療所 三共診療所 硯島診療所 五箇出張診療所 雨畑出張診療所 西山出張診療所 都川出張診療所 身延町営下部診療所 身延町営久那土診療所 身延町営古関診療所 身延町国民健康保険大須成診療所 身延町国民健康保険曙診療所 南部町国民健康保険診療所 南部町佐野診療所 南部町国民健康保険万沢診療所		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

区分	医療機関名	山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条				
		第1号	第2号	第3号	第4号	
		国立病院 大学院 病院 医療法 第31条	臨床 研修 病院	公立 診療所	その他知事が 別に定める施設	
					災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院
	富士・ 東部 地域	【病院5施設】 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院	○ ○ ○ ○ ○	○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
		【診療所9施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック 上野原市立病院附属西原診療所 上野原市立病院附属秋山診療所 道志村国民健康保険診療所 山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所 富士河口湖町立富士高原診療所 国民健康保険小菅診療所 丹波山村国民健康保険診療所 丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
医師の 確保を 特に図る べき区域 等 <u>以外</u> に 所在する 特定公立 病院等		【病院11施設】 国立病院機構甲府病院 山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院 市立甲府病院 甲府共立病院 山梨病院 山角病院 甲府城南病院 甲府脳神経外科病院 住吉病院 HANAZONOホスピタル	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		【診療所3施設】 山梨県立こころの発達総合支援センター 甲府クリニック 甲府市直営宮本診療所 甲府市直営上九一色診療所		○ ○ ○		

<凡例> 専門研修基幹病院・連携病院欄 ◎基幹病院 ○連携病院

別紙４ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する特定公立病院等の診療科一覧

地域	施設名	内	小	皮	精	外	整	産	眼	耳	泌	脳	放	麻	病理	検査	救	形	リ	総
峡北・峡西地域	山梨県立あけぼの医療福祉センター		○	○			○				○								○	
	山梨県立北病院				○															
	韭崎市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	北杜市立甲陽病院	○	○	○		○	○	○	○		○	○							○	
	北杜市立塩川病院	○	○	○		○	○		○		○		○						○	
	峡西病院				○															
	巨摩共立病院	○	○			○	○		○										○	
	白根徳洲会病院	○	○			○	○	○				○	○	○					○	
	北杜市立国民健康保険辺見診療所	○																		
	北杜市立白州診療所	○	○					○	○											
峡東地域	山梨市立牧丘病院	○	○			○	○													
	甲州市立勝沼病院	○		○		○	○	○	○	○	○								○	
	加納岩総合病院	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○				○	○	
	日下部記念病院				○															
	山梨厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	塩山市民病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							○	
	笛吹中央病院	○	○	○		○	○		○	○		○		○					○	
	石和共立病院	○	○		○	○	○						○						○	
	山梨市立産婦人科医院							○												
	甲州市落合出張診療所	○	○																	
	甲州市一瀬出張診療所	○	○																	
	甲州市大藤診療所	○																		
	笛吹市芦川国民健康保険診療所	○	○																	
峡南地域	飯富病院	○		○	○	○	○		○	○			○				○		○	
	市川三郷病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						○	
	富士川病院	○	○	○		○	○					○	○		○				○	
	身延山病院	○	○			○	○		○											
	市川三郷町国民健康保険診療所	○					○													
	三共診療所	○																		
	硯島診療所	○																		
	五箇出張診療所					○														
	雨畑出張診療所	○																		
	西山出張診療所	○																		
	都川出張診療所	○																		
	身延町堂下部診療所	○																		
	身延町堂久那土診療所	○																		
	身延町堂古閑診療所	○																		
	身延町国民健康保険大須成診療所	○																		
	身延町国民健康保険曙診療所					○														
	南部町国民健康保険診療	○	○		○	○	○													
	南部町佐野診療所	○				○														
	南部町国民健康保険万沢診療所	○	○			○														
富士・東部地域	富士吉田市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
	山梨赤十字病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
	大月市立中央病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	都留市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	
	上野原市立病院	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	山梨県立こころの発達総合支援センター 都留クリニック				○															
	上野原市立病院附属西原診療所	○	○			○														
	上野原市立病院附属秋山診療所	○	○			○														
	道志村国民健康保険診療所	○	○																	
	山梨県立富士・東部 小児リハビリテーション診療所		○																	
	富士河口湖町立富士高原診療所	○	○																	
	国民健康保険小菅診療所	○	○																	
	丹波山村国民健康保険診療所	○																		
	丹波山村国民健康保険鴨沢出張診療所	○																		